

令和 7 年度

第 12 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 3 月 5 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	道下 和子		○
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦	○	
				主 任	加川 元暁		
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和7年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は17番渡邊委員、18番道下委員、21番天根委員、22番青才委員、24番榮田委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、本日は道下会長が欠席のため、堀江会長代理より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
議長	(挨拶)
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>6番財間委員さん、7番須應委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>議案の訂正について報告します。</p> <p>【訂正箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 受付番号71:「譲受人等」、「譲渡人等」の項目に、各自の現在の持分を追記 <p>以上、報告いたします。大変申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号67から75の9件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見はございますか。</p>
3番木村委員	<p>受付番号74について、「譲受人契約後予定耕作面積」の数値が、取得面積分増加していないのはなぜですか。</p>

事務局員 (本庁)	申請地については、譲受人が以前から利用権設定契約で耕作をしており、すでに耕作面積の数値に含まれているためです。
議長	<p>ありがとうございました。ほかにはございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号67から75の9件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号67から75の9件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第2号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。</p> <p>原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。</p> <p>内訳としましては、1年契約が7件 59,157㎡、3年契約が6件 17,895㎡、4年契約が4件 15,730㎡、5年契約が3件 14,552㎡、6年契約が5件 29,971㎡、7年契約が1件 1,788㎡、10年契約が11件 53,983㎡、11年契約が5件 17,599㎡、合計42件 210,675㎡となっております。</p> <p>詳細は、議案資料1ページから86ページのとおりです。</p> <p>なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。</p>

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。</p> <p>説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
<p>8 番寺西委員</p>	<p>担い手の〇〇について、担い手の概要や1年契約で耕作する理由を教えてください。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>〇〇は、令和7年度から農業分野事業を新たに開始された一般法人です。令和7年3月から、農業事業の駆け出しとして、社内での自家消費を目的に耕作を開始するという計画のもと、旧基盤法による利用権設定契約を1年間結んでいました。今回はその更新として促進計画での利用権設定の申し出をされたという経緯になります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号13から14の2件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>

<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 13 位置等：説明資料 4, 5 ページに記載 転用事由：駐車場、花壇・家庭菜園 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p> <p>受付番号 14 位置等：説明資料 4, 6 ページに記載 転用事由：墓地 資金計画：全額自己資金 他法令：該当なし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済 その他：なし</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 13 から 14 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 13 から 14 の 2 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号49から54の6件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号49</p> <p>位置等：説明7～9ページに記載</p> <p>潰廃事由：①昭和63年5月に隣接地に工場が新築された後、申請地は耕作しにくい土地となり、平成のはじめ頃より整備工場敷地と一体利用できるよう整備された。現在、申請地は隣接する整備工場の敷地と一体利用されており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>②申請地は道路に面していることもあり、昭和63年頃から駐車場として使用されてきた。現在、申請地は中型トラックの駐車場として利用されており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：①申請地は工場の敷地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>②申請地は駐車場となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号50</p> <p>位置等：説明資料7,10ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和の終わり頃に、市道への進入路として舗装された土地の一部となっており、このたび分筆登記および地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地はコンクリートで舗装されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号51</p> <p>位置等：説明資料7,11ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和の終わり頃に、市道への進入路として舗装された土地の一部となっており、このたび分筆登記および地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地はコンクリートで舗装されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 52 位置等：説明 12, 13 ページに記載 潰廃事由：昭和 48 年ごろから地元の組合の駐車場用地として使用されてきたが、地目の変更ができておらず、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は駐車場用地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p> <p>受付番号 53 位置等：説明 12, 14 ページに記載 潰廃事由：申請者は遠方に住んでおり、水利面の問題や高齢化で 30 年耕作ができず、現在原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>事務局員 (高野出張所)</p>	<p>受付番号 54 位置等：説明 15, 16 ページに記載 潰廃事由：昭和 46 年頃から地目を変更せずに宅地として使用しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は住居が建設され宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 49 から 54 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 49 から 54 の 6 件を申請のとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・農業委員・農地利用最適化推進委員の一斉改選について(公募中) ○協議事項 ・令和7年度最適化活動の点検・評価のスケジュール等について ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第12回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時35分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年3月5日

議長
(堀江 唯雄) _____

6番委員
(財間 敏行) _____

7番委員
(須應 敏明) _____